

第十四条 令レ

第十五条 令レ

第十六条 令レ

常任理事會は令レ依りて為メ專ら同部を設置シ部長一名 部員若干名を定メ

第十七条

別隊 一、組織部 一、教育部 一、文書部 一、庶務部
各部は右別に準じ其の組織を設ク

第十八条

本部に左の役員を置ク
部長一名 常任理事 若干名 本部會計長 相後役長 顧問 若干名

第十九条

第十條と令レ但し顧問及相後役以下は別隊ナ

第二十條 以下二十九條は凡て令レ